



山形県公報

平成27年8月18日(火)
第2673号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の変更……………(最上総合支庁農村計画課) ……1027
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(林業振興課) ……1028
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会8月定例会の招集……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………1029

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(総務厚生課) ……1030
- 指定管理者の募集……………(教育委員会) ……1031

## 告 示

### 山形県告示第694号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営上野地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営上野地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
新庄市役所
- 縦覧に供する期間  
平成27年8月21日から同年9月18日まで
- その他  
この告示に係る変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。  
また、この変更については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第695号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市・村山市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
村山市大字岩野字山ノ神1572、1573、字平林1390-28、大字湯野沢字白石山3108-3、3109
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第696号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市管内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成26年10月17日から平成27年7月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（MMSデータ計測）

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第12号**

山形県教育委員会8月定例会を次のとおり招集した。

平成27年8月18日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成27年8月20日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成28年度使用教科用図書の採択について
  - (2) 山形県立中学校・高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成28年度使用教科用図書の採択について

- (3) 山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 山形県立中学校管理運営規則の設定について
- (7) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (8) 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (9) 平成29年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針について
- (10) 平成28年度山形県立東桜学館中学校入学者募集について
- (11) 平成28年度公立学校教職員人事異動方針について
- (12) 教職員の人事について

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年8月18日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

#### 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

|       |                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                     |   |   |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 別表第3中 | 「                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 医師及び歯科医師<br/>（(1)に掲げる者を除く。）</li> <li>(4) 助産師、看護師及び准看護師（(10)に掲げる者を除く。）</li> <li>(5) 臨床心理士</li> <li>(6) 作業療法士</li> <li>(7) 専ら病理細菌検査に従事する職員</li> <li>(8) 専ら患者の医療相談等の業務に従事する職員</li> <li>(9) 常時患者と接することを業とする技能労務職員</li> </ul> | 2 | を |
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>(10) 副院長（医療職給料表(3)の適用を受ける者に限る。）</li> <li>(11) 薬剤師、栄養士及び事務職員</li> <li>(12) 技能労務職員（(9)に掲げる者を除く。）</li> </ul> | 1                                                                                                                                                                                                                                                                   |   |   |

|                                                                                                                                                               |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| (3) 医師及び歯科医師<br>((1)に掲げる者を除く。)<br>(4) 助産師、看護師及び准看護師<br>(5) 臨床心理士<br>(6) 作業療法士<br>(7) 専ら病理細菌検査に従事する職員<br>(8) 専ら患者の医療相談等の業務に従事する職員<br>(9) 常時患者と接することを業とする技能労務職員 | 2 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 附則別表の勤務箇所の欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員の欄に掲げる職員の占める職は改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程第7条第1項及び別表第3の規定にかかわらず、当該職員の区分に応じ、附則別表の期間の欄に掲げる期間、同項に規定する給料の調整を行う職とし、当該職に係る調整数は当該期間の区分に応じ、同表の調整数の欄に掲げる調整数とする。

附則別表

| 勤務箇所       | 職員                               | 期間                           | 調整数 |
|------------|----------------------------------|------------------------------|-----|
| こころの医療センター | (1) 副院長 (医療職給料表(3)の適用を受ける者に限る。)  | 平成27年10月1日から<br>平成28年3月31日まで | 1   |
|            |                                  | 平成28年4月1日から<br>平成29年3月31日まで  | 0.5 |
|            | (2) 薬剤師、栄養士及び事務職員                | 平成27年10月1日から<br>平成28年3月31日まで | 1   |
|            |                                  | 平成28年4月1日から<br>平成29年3月31日まで  | 0.5 |
|            | (3) 技能労務職員 (別表第3第2項(9)に掲げる者を除く。) | 平成27年10月1日から<br>平成28年3月31日まで | 1   |
|            |                                  | 平成28年4月1日から<br>平成29年3月31日まで  | 0.5 |

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年 8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
 山形県給与等システム改修業務 (社会保障・税番号制度対応) 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
 山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023(630)3337

- 3 落札者を決定した日 平成27年7月23日
- 4 落札者の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 落札金額 29,160,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年6月12日

山形県あかねヶ丘陸上競技場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年8月18日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県あかねヶ丘陸上競技場
  - (2) 所在地 山形市あかねヶ丘二丁目4番1号
- 2 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、サービスの向上又は効率的な運営を図るうえで必要な場合は、複数の法人等がグループを構成しての応募も可能とする。この場合、当該グループの各法人等についても、応募資格の要件を満たすこと。
  - (1) 県内に主たる事務所を有するものであること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成27年8月18日（火）から同年9月29日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。  
山形県教育庁スポーツ保健課 庶務担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2561
- 5 募集要項等
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
  - (2) 募集要項の配布期間は平成27年8月18日（火）から同年9月29日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、配布場所は4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの教育庁スポーツ保健課のページからも入手することができる。
  - (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成27年 8月18日印刷  
平成27年 8月18日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056